

変更に係る届出書(令和 年度)

基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒 <input type="text"/>	<input type="text"/>	
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号 <input type="text"/>	E-mail <input type="text"/>	<input type="text"/>

処遇改善計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日																					
2 届出を行う理由	<p>・①～⑥のうち、届出を行うすべての項目に○印を記入すること。</p> <p>・①～⑤に係る変更があった場合には、「記載すべき事項」欄に定める事項を「3 変更の概要」欄に記載して届け出ること。また、本届出書と併せて、変更内容に応じた「提出すべき書類」を、変更事項を反映した上で提出すること。</p> <p>・⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑥に定める事項を記載した本紙を付して届け出ること。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>記載すべき事項</th> <th>提出すべき書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ① 【法人等に関する事項】 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更 </td> <td>—</td> <td>・別紙様式2-1</td> </tr> <tr> <td> ② 【対象事業所に関する事項】 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。) </td> <td>—</td> <td>・別紙様式2-1の2、3(1)及び(4) ・別紙様式2-2、2-3</td> </tr> <tr> <td> ③ 【キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する変更】 キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する適合状況の変更(算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。) </td> <td>キャリアパス要件ⅠからⅢまでに係る変更の内容</td> <td>・別紙様式2-1の2及び3(1)から(5)まで ・別紙様式2-2、2-3</td> </tr> <tr> <td> ④ 【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】 ・配置等要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合 </td> <td> ・配置等要件の変更に係る部分の内容 ・特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことに係る内容 </td> <td> ・別紙様式2-1の3(5) ・別紙様式2-2、2-3 </td> </tr> <tr> <td> ⑤ 【区分変更及び新規算定に関する事項】 ・算定する処遇加算の区分の変更を行う ・処遇加算を新規に算定する </td> <td>—</td> <td> ・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2、2-3 </td> </tr> <tr> <td> ⑥ 【就業規則に関する事項】 就業規則を改訂(職員の処遇に関する内容に限る。) </td> <td>当該改訂の概要</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	記載すべき事項	提出すべき書類	① 【法人等に関する事項】 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	—	・別紙様式2-1	② 【対象事業所に関する事項】 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)	—	・別紙様式2-1の2、3(1)及び(4) ・別紙様式2-2、2-3	③ 【キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する変更】 キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する適合状況の変更(算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)	キャリアパス要件ⅠからⅢまでに係る変更の内容	・別紙様式2-1の2及び3(1)から(5)まで ・別紙様式2-2、2-3	④ 【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】 ・配置等要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合	・配置等要件の変更に係る部分の内容 ・特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことに係る内容	・別紙様式2-1の3(5) ・別紙様式2-2、2-3	⑤ 【区分変更及び新規算定に関する事項】 ・算定する処遇加算の区分の変更を行う ・処遇加算を新規に算定する	—	・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2、2-3	⑥ 【就業規則に関する事項】 就業規則を改訂(職員の処遇に関する内容に限る。)	当該改訂の概要	—
	変更事項	記載すべき事項	提出すべき書類																			
	① 【法人等に関する事項】 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	—	・別紙様式2-1																			
	② 【対象事業所に関する事項】 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)	—	・別紙様式2-1の2、3(1)及び(4) ・別紙様式2-2、2-3																			
	③ 【キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する変更】 キャリアパス要件ⅠからⅢまでに関する適合状況の変更(算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)	キャリアパス要件ⅠからⅢまでに係る変更の内容	・別紙様式2-1の2及び3(1)から(5)まで ・別紙様式2-2、2-3																			
	④ 【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】 ・配置等要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合	・配置等要件の変更に係る部分の内容 ・特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことに係る内容	・別紙様式2-1の3(5) ・別紙様式2-2、2-3																			
⑤ 【区分変更及び新規算定に関する事項】 ・算定する処遇加算の区分の変更を行う ・処遇加算を新規に算定する	—	・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2、2-3																				
⑥ 【就業規則に関する事項】 就業規則を改訂(職員の処遇に関する内容に限る。)	当該改訂の概要	—																				
3 変更の概要																						

令和 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

<input type="text"/>
<input type="text"/>